



暮らしを支える 国民健康保険制度

写真は山佐交流センターで行われた体力測定会の様子。自分の健康には普段から関心を持つことが大切です。(写真は本文とは関係がありません)

国民健康保険／後期高齢者医療

新しい保険証をお送りします。

【国民健康保険被保険者】

新しい保険証(黄色)は、7月中に、加入者全員分を一括して世帯主宛に特定記録郵便で郵送します。

国保以外の健康保険に加入した人は、国保の保険証は使えません。新しい保険証と国保の保険証をお持ちの上、必ず国保の資格喪失の届け出をしてください。

【後期高齢者医療被保険者】

75歳以上の人(65歳以上で広域連合が障害認定した人を含む)が対象です。新しい保険証(水色)は、7月中に個人宛に特定記録郵便で郵送します。

窓口負担を軽減

認定証の切り替えはお済みですか。

高額な医療費がかかる場合に、医療機関窓口での支払い額を軽減する「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月

国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ



後期高齢者被保険者証 (みほん)

末です。加入している医療保険によって手続きが異なりますのでご注意ください。

【国民健康保険被保険者】

引き続き認定証を必要とする人は、8月末までに更新申請を行ってください。

現在、認定証の交付を受けている人には、個別に手続きのご案内を送付していますので、ご確認ください。

【後期高齢者医療被保険者】

現在、認定証の交付を受けている人は、7月中に新しい認定証を郵送します。

※注意事項・所得未申告世帯の人、所得区分の変更により交付対象外となる人を除きます。

認定証は事前に申請できません
入院など、高額な医療費がか

かることが分かっている場合は、事前に申請して「限度額適用認定証」等の交付を受けましょう。所得に応じた限度額分までの支払いで済みます。

後期高齢者医療 保険料額を通知します。

令和元年度(平成31年度)の後期高齢者医療保険料額を、前年中(平成30年中)の所得に基づいて決定しました。この保険料額をお知らせする通知書を入力している皆さんへ7月中にお送りします。

保険料の徴収方法・開始時期は、この通知書に掲載していますのでご確認ください。

問い合わせ

保険年金課

国民健康保険は

☎ 23-3084 ☎ 23-3087

後期高齢者医療は

☎ 23-3085 ☎ 23-3120

制度の説明は市ホームページをご覧ください。トップページ>くらし>税金・保険・年金





福祉医療証

更新の手続きをお忘れなく

福祉医療証は毎年、資格更新の手続きが必要です（更新日10月1日）。現在、福祉医療証をお持ちの人には、7月中旬に申請書を郵送します。提出いただいた更新申請書（必要書類などを添付したもの）に基づいて資格を判定し、該当の人に医療証を送付します。

また、前回の所得判定で非該当となった人でも、所得の変化によって、令和元年度は該当となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

なお、福祉医療制度は、申請月からの適用となり、さかのぼっての適用はできません。早めの手続きをお願いします。

◎申請締め切り 令和元年8月30日（金）

◎受付場所 保険年金課（安来庁舎1階2番窓口）・広瀬地域センター・伯太地域センター
◎申請に必要なもの 下記の表をご覧ください

◎問い合わせ 保険年金課福祉医療担当 ☎ 23・3086

福祉医療費助成制度

手続きには次のものがが必要です

対象者（所得制限あり）	必要なもの
重度の障がいがある人	申請書、健康保険証、印鑑、お持ちの手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳） ※ 20歳以上の方は、上記のほか、平成30年中の障害年金・恩給等の非課税年金受給額のわかるもの
ひとり親家庭の人	申請書、健康保険証、印鑑

※所得および住民税課税状況は、世帯員全員を確認します。そのため、平成31年1月1日現在、安来市に住所がなかった人は、前住所地の「住民税課税証明書」と「所得税非課税証明書」が必要です。所得税非課税証明書は、確定申告の写し等でも構いません。
※所得制限について、詳しくはお問い合わせください。

ご家庭の医療費の状況をお知らせしています「医療費通知」

医療保険制度では、ご家庭の医療費の状況をお伝えするため、定期的に「医療費通知」をお送りしています。どの医療機関にどのくらい医療費がかかっているかなど、ご確認ください。

また、この医療費通知書は、確定申告（住

民税申告）の医療費控除を申告するときに利用できます。申告に医療費通知を添付することで、控除に必要な「医療費控除の明細書」の記入を簡略化することができます。

医療制度ごとに発送時期は異なります。

後期高齢者医療制度の医療費通知は今年度から年2回になります

受診月	発送月
平成30年11月～平成31年4月	令和元年8月中旬予定
令和元年5月～10月	令和2年1月中旬予定

※確定申告をするときに、令和元年11月・12月の受診分は、医療機関が発行する領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成してください。

国民健康保険の医療費通知は7月上旬に1回目を発送しました

受診月	発送月
平成31年1月～3月	令和元年7月発送
平成31年4月～令和元年6月	令和元年10月予定
令和元年7月～9月	令和2年1月予定
令和元年10月～12月	令和2年2月予定

問い合わせ 保険年金課 ☎ 23-3085

問い合わせ 保険年金課 ☎ 23-3084